

事件の表示 平成21年（行ウ）第49号

証 人 調 書

（この調書は、第21回口頭弁論調書と一体となるものである。）裁判所書記官印

期 日 平成25年12月9日午後1時30分

氏 名 浅野 和広

年 齢 51歳

住 所

宣誓その他の状況

裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証した場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上

^{せん}
宣

^{せい}
誓

^{りょうしん} ^{したが}
良心に従って、ほんとうのことを
^{もう}
申します。

^し
知っていることをかくしたり、

^な ^{もう}
無いことを申したりなど、

^{けっ}
決していたしません。

^{いじょう} ^{ちか}
以上のとおり誓います。

氏 名 浅 野 和 広 

速 記 録 （平成25年12月9日 第21回口頭弁論）

事 件 番 号 平成21年（行ウ）第49号

証 人 氏 名 浅 野 和 広

被告ら代理人（後藤）

乙第54号証を示す

これは、私たち被告代理人が、あなたからお話を伺って、それを文章にまとめて、あなたがその内容を確認した上で署名押印したものですか。

はい、そうです。

この陳述書の内容ですが、訂正すべき点がありますか。

はい、1か所あります。2ページ目の下から7行目「河川整備基本方針小委員会」と書いてありますが、「検討」が抜けてまして「河川整備基本方針検討小委員会」ということです。

証人の地位や経歴は、この乙第54号証の陳述書1ページと、添付の別紙記載のとおりですか。

はい、そうです。

それによりますと、あなたは、平成18年7月から平成20年3月まで、中部地方整備局河川調査官だったようですが、この間、木曽川水系河川整備基本方針、木曽川水系河川整備計画に、どのように関わってきたんでしょうか。

大臣が定める基本方針については、その事項についての調査、検討の取りまとめを行いました。それから中部地方整備局長が定める整備計画については、策定等の全般について携わりました。

ところで、河川整備基本方針というのは、河川の整備について基本となるべき方針に関する事項を定めているんですか。

はい。

同じく、河川整備計画というのは、河川整備基本方針に沿って、計画的に河

川整備を実施する区間についてその整備に関する計画を定めているんですか。

はい、そうです。その目標とか、実質的な内容について、定めています。

その河川整備基本方針及び河川整備計画と、木曽川水系連絡導水路との関係について、説明していただけますか。

基本方針で定められている流水の正常な機能の維持に必要な流量のところの項目を基に、河川整備計画で導水路についての目的やその実施内容について、定めています。

証人は、木曽川水系について、河川整備基本方針と河川整備計画を定める作業に携わっていた方ということですね。

はい、そうです。

河川整備基本方針で基本となるべき方針に関する事項を定めるに当たって、法律で考慮する事項はありますか。

はい。河川法16条に基づいて基本方針を決めるわけですが、その際に、水害の発生状況だとか、水資源の利用の現況とか、開発の内容、それから河川環境に関する状況、現況ですね。状況を考慮した上で、水系における河川の総合的管理を確保するために定めるものとされておりまして。

河川整備基本方針を定める手続は、河川法上どのようになっていますか。

国土交通大臣が定めるわけですが、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聞いた上で定めて、公表することになってます。

先ほど言われました河川整備基本方針で定める基本となるべき方針に関する事項について、もう少し具体的に言いますと、どのようなものがありますか。

その1つに、先ほど言いました主要な地点における流水の正常な機能の維持に必要な流量の項目がございます。

河川整備基本方針は、あらかじめ社会資本整備審議会に意見を聞くことにな

ってると言われましたけれども、それはどのような目的からですか。

基本方針については、長期的な観点から定める目標でございまして、それを定めるのに際して、全国的なバランスだとかを考慮した上で、その内容の客観性だとか、公平性を確保するために、社会資本整備審議会に意見を聞くこととされています。

社会資本整備審議会では、どのように審議されているのでしょうか。

社会資本整備審議会に、河川分科会というものを置いて、その河川分科会の下に、河川整備基本方針検討小委員会という組織を置いています。まず、小委員会で、河川整備計画の案について調査を行い、その内容を取りまとめて、河川分科会に報告をします。で、河川分科会で調査審議を行って、その結果を、社会資本整備審議会の決議というふうにしております。その後、公表されます。

小委員会で調査されてまとめられたものは、河川整備基本方針（案）になるんですか。

はい。

河川分科会の組織は、どのようなものですか。

河川分科会の構成としては、河川に関して、その専門的知見を持った者で、河川に関して高度に学識経験を有する者で構成されるとされています。

それは、全国唯一の中央組織ですか。

はい、そうです。

河川整備基本方針検討小委員会、以下、小委員会と言いますが、小委員会の組織は、どのようなものですか。

小委員会は、学識経験者、都道府県知事、地域の実情に詳しい者から構成されています。

乙第46号証ないし乙第51号証の3を示す

これはどういう資料になりますか。

これは、ここに書いてありますが、小委員会で、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する内容を調査したときの資料です。

それから最後に、その議事録が入っております。

ここに書いてありますと言われたのは、乙第46号証の表紙を見て言われたんですね。

はい、そうです。この47号証というのは中部地方整備局と書いてあります。これは小委員会では使っておりません。

それ以外のものは、いわゆる小委員会において資料として出されたものということですね。

はい。

それから議事録も入っているということですね。

はい。

小委員会での調査や審議は、これらの資料によって明らかということでしょうか。

はい、そうです。

木曽川水系の正常流量について、小委員会では何回ぐらい調査をされたんでしょうか。

小委員会では、2回、調査がされていまして。

取りまとめの言葉は、乙第50号証にありますか。

.....。

乙第50号証の58ページを見てください。

この58ページの最後のところが、取りまとめのところの議事録でございます。

一番最後に「委員長」と書いてある「それでは」から始まる一文ですか。

はい。

乙第28号証，乙第30号証，乙第49号証，乙第50号証，乙第57号証ないし乙第59号証，乙第68号証，乙第69号証を示す

これらはどういう書類ですか。

河川整備基本方針を定めたときの資料です。

基本方針（案）が定められたときの経過が分かる資料ということでもいいですか。

そうですね。

これは，河川分科会では，どのように判断されたのでしょうか。

小委員会で取りまとめた資料について，河川分科会に報告されまして，河川分科会です承され，決議されて，河川審議会の決議をされまして，国土交通大臣に報告されております。

今，河川審議会と言われたんですが，社会資本整備審議会ですね。

はい，そうです。

乙第28号証は，定められた河川整備基本方針を公表している官報でいいですか。

はい，そうですね。審議会の報告を受けて，大臣が定めて，平成19年11月に官報で公表したということです。

木曽川水系河川整備計画について伺います。河川法第16条の2第1項は「河川管理者は，河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を実施すべき区間について，当該河川の整備に関する河川整備計画を定めておかなければならない」と規定してますけども，この河川整備基本方針に沿って計画的にという点について，説明していただけますか。

河川整備基本方針というのは，長期の計画で，最終的な目標です。その最終的な目標に対して，計画的，段階的に進めるために，河川整備計画を作るということになっています。おおむね20年から30年の期間を取って，その目標とか，内容について，定められています。

河川整備計画を定める手続については、河川法上どのように定められていますか。

あらかじめ、河川整備計画を決めるときには、学識経験者、関係地方公共団体、県知事の意見、関係住民の意見を聞くこととされております。

河川法第16条の2第3項によりますと、河川に関し、学識経験を有する者に意見を聴くことになってはいますが、それはどのような形で聴くんですか。

全国同じなんですが、各水系の流域委員会というものを作りまして、そこで聴くことになっています。

木曽川の場合ですと、木曽川水系流域委員会ですか。

はい、そうです。

木曽川水系流域委員会は、どれぐらい開催されて、どのようなことが行われているのでしょうか。

木曽川水系流域委員会は、12回開催しております。その内容は、木曽川水系の現況とか課題、整備計画そのものの内容について、検討しております。さらに、導水路のような大規模事業については、個別に検討しているということです。そういう検討を通して、第10回の流域委員会で原案が示されて、その内容について意見を頂いたということになっています。

河川法第16条の2第4項は、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させると定めてるんですが、これは行われているのでしょうか。

はい。まず、公聴会については、愛知県、岐阜県、三重県、3会場で行いました。それから、関係住民に広く意見を聴くために縦覧を行っているわけですが、県庁、県の出先機関、各市町村役場、国土交通省の出先の事務所、出張所等、計100か所で縦覧してます。さらに、

直接住民の方々の意見を聴く場として、ふれあい懇談会というものを
やっておりますが、延べ41か所で開いております。

河川法第16条の2第5項より、関係県への意見聴取及び関係市町の意見聴
取が、中部地方整備局長によって、愛知県知事、岐阜県知事、三重県知事、
それから長野県知事に対して意見を聴く形で行われましたか。

はい。意見を聴いております。結果として、異存なしとか、意見なし
ということで、回答を頂いております。

流域委員会や関係住民から意見をもらって、それを踏まえて、この木曽川水
系河川整備計画（案）を作成されたんですが、関係知事からはどのような意
見の回答が来たんでしょうか。

今申し上げましたが、流域委員会とか、関係住民の意見を聴いて、河
川整備計画の案を作りまして、その案について県知事に聴きました。

で、県知事は、4県違うんですが、意見なしとか、異存ありませんと
か、そういう回答を頂いたと思います。

乙第60号証の1ないし乙第61号証の12を示す

関係地域というのは、乙第34号証に出ている案に対して回答するに際して、
河川法施行令第10条の4第2項に基づいて、あらかじめ関係市町村長に対
して意見を聴いているんですね。

はい。

それが乙第60号証の1から12ですか。

はい。

それに対する答えが、乙第61号証の1から12ということでいいですか。

はい、そうです。

乙第7号証を示す

河川整備計画はこれまでに伺ったように、河川法の手続を経て定められ、公
表されたということでいいですか。

はい。河川法の手続にのっとって、適正に手続が行われました。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量、正常流量の設定について伺います。まず前提として、正常流量というのは何かを御説明いただけますか。

正常流量っていうのは、河川の維持流量と水利流量とを、双方勘案して、双方満足するように決めた流量です。維持流量っていうのは、河川の舟運とか、漁業だとか、水質の保持だとか、そういうものを総合的に考慮して決められる流量です。それから、水利流量っていうのは、水道用水だとか、農業用水だとか、工業用水、そういうものです。

証人の陳述書の4ページに、水利秩序という言葉が記載されているんですが、これについて説明していただけますか。

水利秩序と呼んでいるのは、河川で水を利用するときに、例えば河川から取水する場合だとか、ダムにためるとか、下流に放流するとか、そういう場合に、河川のあるところで、基準地点と言いますが、基準地点で、例えば基準流量のようなものを決めて、それを確保するとか、それ以上取水するのを制限するとか、そういうことを決める基本的なルールとか、基準が必要になります。それを、一応私のほうで、水利秩序というふうに書きました。

木曽川水系の基準流量が定められた背景や経緯はどういうものだったんでしょうか。

木曽川水系については、戦後の経済成長だとか、それに伴って、地下水がかなりくみ上げられました。そのときに、濃尾平野全般に地盤沈下が起こりまして、それに対する対応策として、水資源の開発が急務だったということです。それに対して、関係の行政機関で木曽三川協議会を作りまして、その協議会の中で、木曽三川水資源開発計画というものを昭和40年に作っています。その40年に作られた計画の中で、木曽成戸地点の基準流量として50トンというものも、併せて総

意で決められております。

今、50トンと言われたのは、正確に言うと、 $50\text{ m}^3/\text{s}$ ですね。

はい。

そのようにして定められた基準は、現在も使われているのでしょうか。

はい。その後の水資源開発基本計画、いわゆるダム計画だとか、ダム運用ですね。それから、水利権の流水専用の基準として、その後も踏襲されて使われております。それは、この50トンというのが、ある意味、木曽川の水利秩序の根幹となってきました。

そうしますと、木曽成戸という基準地点と、毎秒 $50\text{ m}^3/\text{s}$ という基準流量というのは、そういう歴史的な経緯があるということですか。

はい、そうです。

そういった歴史的な経緯は、木曽川水系河川整備基本方針ではどのように扱われているのでしょうか。

基本方針の中では、先ほど言った正常流量ですね、流水の機能維持のために必要となる流量ですね。その項目に基づいて、整備計画で、木曽成戸の50トンというのが基準流量、いわゆる正常流量イコール基準流量として採用しています。その流量について、政令に基づいて各種の検証をしているということになります。

今言われた検証というのは、具体的にはどのようなことを言うんですか。

河川法施行令で正常流量を決める際に、維持流量については、その河川の舟運だとか、漁業だとか、水質の保持だとか、そういうものについて、総合的に考慮して決めるということになってますので、その内容について検討しております。特に木曽川については漁業のところが重要ですので、代表魚種としてヤマトシジミを選定しました。で、ヤマトシジミの斃死を引き起こす要因の1つとされている塩化物イオン濃度、それに着目して、今回検討しております。おおむね、木曽成

戸地点で50トン以上あれば、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさないということを確認しております。

乙第29号証を示す

23ページの1行目ですが、河川整備基本方針においては、木曽川の今渡地点の正常流量として、かんがい期150 m³/sと非かんがい期で80 m³/sと定められていますね。

はい。

この流量はどのように定められたのでしょうか。

先ほどの木曽成戸流量50トンというのがありまして、そこから支川の流入量だとか、水流量を勘案して、この数値を決めております。ところで、先ほど述べられました木曽三川協議会というのはどういう組織なんでしょうか。

関係する自治体ですね。愛知、岐阜、三重、長野と、国の機関であります農水省、経産省、国土交通省の出先機関で構成されている組織です。

木曽川水系河川整備計画における流水の正常な機能の維持に関する目標流量と、木曽川水系連絡導水路の関係について、説明してください。

先ほど言った木曽成戸地点50トンという流量があります。それが基本方針の正常流量として決められているわけですが、そのうちの40トンまでを、整備計画で、ダムによって確保すると。それ以上の分については、水利用の合理化等によって行くと、その一部ですけれども、行くとされています。

具体的に、木曽川の流水の正常な機能の維持について、渇水時とか、異常渇水時について、どのような考えがあるんですか。

先ほど申しました50トンのうちの40トンですが、いわゆる渇水時、10年に1回程度起こり得る渇水時には、既存のダムと、まだ

これはできてませんが、新たにできる新丸山ダムで、その40トンまでを確保するということを決めておりまして、更に渇水が続いた場合については、徳山ダムにあります渇水対策容量というものを使って、連絡導水路を通して木曽川に導水して、その40トンを確保しようという計画になっております。

乙第49号証を示す

32ページを見てください。上から9行と下から9行目辺りを見てください。先ほどヤマトシジミの生息を例に取って検討を行ったということについて伺いましたけれども、審議会、河川分科会、小委員会では、この点については、どのような意見が出たのでしょうか。

ここにあるように、小委員会では、委員から、もう少し説得力のあるデータの積み重ねが必要ではなかろうかと思えますという意見が出ました。それに対して、事務局で、データが少ないというのは、そのとおりでございまして、平成17年のデータで検証しましたと。こういふことで、データについては、その後の充実が必要ということを答えています。で、これも含めて、小委員会で調査されまして、これが河川分科会に報告されているということになります。

木曽川水系連絡導水路に関し、河川整備基本方針及び河川整備計画は、河川法にのっとり適正に定められたものと言えるのでしょうか。

河川法の手続にのっとり、適正に定められたと考えております。

原告ら代理人（在間）

まず、流量の m^3/s ですが、私はトンで聞きます。

乙第8号証を示す

2－8ページの第2段落を見てください。ここを見ますと「流水の正常な機能の維持については」と書いてあります。要するに、成戸地点より下流については、動植物の生息・生育などの河川環境のため、河川維持流量の一部4

0 トンを回復すると。そういう趣旨ですね。

はい、そのように書いてあります。

枝を払って、ポイントだけを、何が書いてあるかというのと、今聞いたように、成戸地点より下流は、動植物の生息・生育などの河川環境のための河川維持流量の一部40 トンを回復するという内容ですね。

はい。10 分の1 規模の渇水時に、ダムで回復するということですね。それで、河川整備基本方針についてですが、今渡地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量、正常流量が記載されているだけですね。

そうですね。

つまり、成戸地点での河川維持流量が何トンであるかというのは、ここには書かれてないですね。

ここには、というのは。

乙第29号証を示す

22 ページ(4) のところを見てください。成戸地点よりも下流において、河川維持流量としてどれだけのものであるかというのは、ここには書いてないですね。

そこには書いてありません。

河川整備基本方針には。

前半は分かりませんが、今見たところは。

今見ていただいた基本方針。

ここには書いてありません。

乙第46号証を示す

39 ページから41 ページを見てください。「流水の正常な機能を維持するため必要な流量の検討：木曽川①」と書いてありまして、ここに、今渡地点の正常流量の中の成戸地点より下流の河川流量が何トンであるかを検討すると書いてあって、維持流量と書いてあるところの「河口～木曽川大堰」とい

う部分が、この部分の河川事業だということですね。

この50トンというところですか。

そうです。

これは、各項目について、必要な流量ということで検討したものです。つまり、39ページ「流水の正常な機能を維持するため必要な流量の検討」というふうになっていて、中身としては、河川維持流量については、動植物の生息・生育というのを検討項目として、動植物の生息・生育に必要な流量を確保するということを検討内容にして、河口から木曽川大堰の区間については、ヤマトシジミの生息に必要な流量を算出して求めたという内容ですね。

これは、それぞれの項目について必要な流量はどうだということで検討した中身です。全体の維持流量ではないです。

もちろんです。私が聞いているのは、河口から木曽川大堰の区間についてどうだったかと聞いているんですが、それは、動植物の生息・生育と、漁業について検討しただけで、ほかの以下、塩害の防止のいかんについては検討する必要がないという判断をしているわけですね。

そうですね。

そういうふうに書いてありますからね。

ここにはそうですね。漁業と動植物の生育状況、この2つだけが書いてあります。

記載内容の確認です。

はい。

河川整備基本方針と河川整備計画、いずれも木曽川水系ですが、ここに書かれている内容というのは、成戸地点より下流の河川維持流量については、河川環境。中身としては、動植物の生息・生育のための流量であって、ヤマトシジミの生息のために必要な流量だということになりますね。

はい。その検討内容です。

今の話で記載内容を確認すると、利水の歴史的経過を踏まえて維持流量を回復するとか、維持流量を定めるというか、検討するということは、全然書いてないですね。

そこには書いてありません。

必要流量の検討内容では、利水の歴史的経緯は中身には入っていないんじゃないんでしょうか。

歴史的経過で一応50トンを決めまして、その内容について、政令の幾つかの項目がありますけど、それについて確認したと。そうすると、例えば、漁業であれば50トンであり、ほかのものであれば20トンとか30トンとか、そういうことを確認してあるという書類です。

河川維持流量50トンというのが、あるいは制限流量50トンというのが、相当であるかどうかを検討するために、ヤマトシジミの生息を例にとって検証したというようなことは、この文章にはどこにも書いてないですね。

.....。

幾ら私が一生懸命読んでも、この文章には一言も出てきていないんですけれども、そんなことは書かれていないですね。

ほかのところは見てないので、書かれているのか書かれてないのか、よく分かりません。

乙第46号証の29ページを見てください。「流水の正常な機能を維持するため必要な流量の検討」という大項目があって、その中の最初の項目として「利水の歴史的経緯」という標題の項目があって、その中で、木曾三川協議会による基準流量の設定だとかってことが書いてある。

この中ですね。

ここに書いてあるわけですね。

はい。

つまり書いてあるのは、先ほどから聞いている「流水の正常な機能を維持する

ため必要な流量の検討」という前のところで、歴史的経過としてどういうことになってきたかということ、いわば事実の経過を述べたものではないですか。

これは、流水の必要な流量を検討するための資料として、1つは利水の歴史的経過というものが参考で書かれていて、もう一つが流水の正常な機能を維持するために必要な流量ということで、先ほど言われた話です。その2つを勘案して、一応、正常流量を決めています。

乙第46号証の41ページから42ページを見てください。この、必要な流量の根拠という中に、歴史的経緯という項目が全然ない。

これは、それぞれの項目について検討した結果のものであって、正常流量の根拠というものではありません。

つまり、検討した結果によって、必要な流量はどれだけかということ、根拠付けたのではないんですか。

ここで確認していると思います。

違いますか。

根拠というよりも、ここで確認しています。正常流量の根拠ではなく

て、こういうもの、それぞれの項目についての流量を見たものです。

つまり、逆に言うと、歴史的経緯がどうかということだけで河川維持流量が何トンかというのは、決めることはできないですね。

はい。それだけで決めてるわけではなくて――。

それだけで決められますか。

全体を見て、決めているということです。

全体を見てとは言え、本当に河川維持流量として何トン必要であるかということ、内容的に裏付けないことには、河川維持流量何トンと決めることはできないんじゃないですか。

それが、さっきの歴史の経緯の中で、総意として50トンと決めてい

るので、まずそれを基本としたということです。

つまり、ここでは、ヤマトシジミの生息のために必要な流量を検討項目として検討して、その結果、毎秒50トンというのを算出したということではないですか。

それを確認したということです。それも考慮して最終的には決めたということです。それイコールじゃなくて。

それも、という話になると、河川整備基本方針あるいは河川整備計画の中で、歴史的経過を踏まえ、という言葉が記載されていないと、計画の中に歴史的経過も入れて考慮して、中身の内容となって定めたということにはならないんじゃないですか。

.....。

計画書には書いてないでしょう。歴史的経緯を根拠として、成戸地点よりも下流については、河川維持流量50トンとすると。あるいは河川維持流量50トンの一部を回復するというふうには記載されていないでしょう。

そのへんちょっと………記載されてなければ、ないということです。記載されているのは、動植物の生育・生息などの河川環境のための河川維持流量という言葉が使われているだけでしょう。

今の資料はそうです。

乙第48号証を示す

この「歴史的経緯」と題する枠の中にある「木曽三川協議会による木曽三川水資源開発計画」というタイトルのところを見ると「木曽川では」「下流の漁業に配慮した木曽成戸50 m³/sを設定」と書いてございますね。

はい。

これと同じ記載というのは、乙第46号証の49ページにもあるんですが、それはいいですね。同じ内容のことが書いてある。

はい。

それについて聞きます。この下流の漁業って、何ですか。ヤマトシジミ漁のことですか。

これは木曾三川の協議会の中で、成戸地点の正常流量を考えたときに、下流に漁業がありますので、多分、それを検討した結果として書かれていると思います。

もっと端的に聞きたいです。下流の漁業というのは、ヤマトシジミ漁のことですかって聞いてます。

それは分かりません。

右下の「動植物の生息地または生育地の状況 50 m³/s（検証）」のところを見ると、ヤマトシジミのことが書いてあるわけですから、2つを読んでみると、下流の漁業というのはヤマトシジミ漁だというふうに読めるんですけども、そういうことで間違いないですか。

これは、その時点で我々が検討したものはヤマトシジミですということを書いてあるだけです。

そうすると、歴史的経緯の中で書いてある下流の漁業ということと、動植物の生息・生育の状況として50トンを検証した中で書いてあるヤマトシジミというのは、あえて言うとなんか関係がないと。別の事柄なんですね。

はっきり関係がないというのはちょっと分かりませんが、私はこれちょっと分かりませんが、基本的には別のことが書いてあります。そうすると、これ、2つ並べて読むと、下流の漁業に配慮したというふうに書いてあるので、このスライドを見ると、下流の漁業というのはヤマトシジミ漁だと。ヤマトシジミ漁に配慮して基準流量を決めたと読めるんですけども、そのことは全然分からないですね。

はい……………。

ところで、この木曾三川協議会の基準流量というのは、木曾三川協議会の中に作業部会を設けて、そこで検討されているんですね。

私は、中身はよく分かりません。

分からないというのは、そういう作業部会で検討したかもしれないということですか。

木曽三川協議会の最終的なものしか見てないので、分かりませんということですよ。結果しか聞いていないので。

木曽三川協議会の結果というのは、木曽川で言うと、成戸地点に新たな基準地点として設けて、その基準流量を50トンにするということですね。

はい。

そのことしか知らないよ。

はい。

この木曽三川協議会議事録の検討資料、中部行政部局にはありませんね。

いや、分かりません。

甲第16号証の1、2を示す

これは、私が木曽三川協議会の基準流量検討をした作業部会の資料の議事録が、中部地方整備局にあるのかということで、公文書公開請求をしました。その結果、その文書は保有せず、存在しない。調べてみても見当たらなかった。つまり中部地方整備局には、このときの検討資料は全然ないということですか。

これが出されているということは、そういうことだと思います。

つまり、この木曽三川協議会で、下流の漁業に配慮した成戸地点毎秒50トンと書いてあるけれども、そういう最も根本的な資料がない状態の下でこれが作られたということですね。

今の資料ですと、ないということですね。

ところで、この木曽三川協議会作業部会ですが、ヤマトシジミについて配慮したかどうかということは分かりませんか。

それはちょっと分かりません。

甲第12号証，甲第13号証を示す

これは，木曽三川協議会作業部会の議事録ですね。1回目と2回目です。

はい。

ああいう情報公開請求の結果だったものですから，どこにあるか調べてもらったところ，岐阜県歴史資料館に，最初の1回目と2回目がたまたま行政文書として保存されていました。これはそれを写したものです。

.....。

読んでみたところ，ヤマトシジミについて配慮した，配慮しようということは，一つも書いていない。何が書いてあるかと言うと，今の基準流量，成戸地点から言うと，三興製紙祖父江工場，当時，製紙工場の廃水が問題になっておりましたので，ここの廃水によって，木曽川の水は汚濁がひどくなるので，それを希釈する水が必要だということを強く検討してます。

甲第13号証を示す

29ページを見てください。この辺のくだりが，成戸基準流量を何トンにするか。この40トンの確保流量で提案してるんですけども，成戸基準流量をどれだけにするかで一番問題視しなければいけないのは，三興製紙祖父江工場の廃水の問題だと。つまり工場廃水によって川の水の汚濁がひどくなるので，それを薄める水が必要だと。そのために，基準流量を考えなければいけないということを議論しているようですね。

.....。

こういうことは，あなたは知らなかったんですか。

はい。

乙第47号証を示す

10ページ。この説明資料のここからの記載が，河口から木曽川大堰の区間，A区間について，ヤマトシジミの生息のために必要な流量を求めた作業の内容が書いてありますね。

はい。

11ページを見てください。最初のところ、A区間では「代表的な水産資源対象生物であるヤマトシジミとした」ということにして、それで、13ページ最初のところ「ヤマトシジミの瀕死」と書いてありますけれども、「瀕死」というのは「斃死」の誤記ですね。それでよろしいですか。

ちょっと分かりませんが、多分そういうことだと思います。斃死という前提で聞きます。ヤマトシジミの斃死が起こらない流量を設定するというふうに書いてありますね。

はい。

それで、ヤマトシジミの斃死に最も影響する要因の塩化物イオン濃度の限界値「11, 600 mg/lを上回らないのに必要最低限度の流量を必要水理条件とする。」と書いてあって、14ページ、これは観測結果の図が出されていて、それを示しながら、その「流量は概ね50 m³/s以上であることを確認した。」と書いてありますね。

はい。

そのヤマトシジミの生息のために必要な流量についてどのように検討したかという内容が、ここで説明されているんですね。

そうですね。

この問題ですが、基本方針検討小委員会では、この乙第47号証の図2. 6について議論されてますね。

はい。

乙第49号証を示す

32ページ、上から6行目を見てください。「正常流量の話でいきますと」という文章になっていて「それで、このデータから50 m³/sというのを検証されているんですが、やはりこのデータでは無理があるかなと。もう少し説得力があるデータの積み重ねが必要ではなかろうかと思います。」という

意見が、委員の方から出てますね。

はい。

乙第50号証を示す

それについて、追加の回答が第74回の中で出てますね。7ページの最後から2行目の「次に」のところから見てください。これは、先ほどの72回の委員の方の意見ですね。

はい。

これについての回答です。8ページの第2段落のところを見ると、そのときの答弁なんですけれども「平成17年の渇水年のデータ以外は、 $50\text{ m}^3/\text{s}$ 以下のデータがほとんどとれていないという状況でございます。引き続き木曽川大堰放流 $50\text{ m}^3/\text{s}$ 以下のデータも含め、検証データの充実を図ってきたいと考えてございます。」ということで、委員から出された疑問に対して、このような答えが次に出されたということです。実際に、深く検証することはできなくて、データがないからということになったんですね。

データが足りないということです。

(以上 矢倉えり子)

甲第22号証を示す

24ページの関口委員の御意見。「関口委員」と書いてあるところで、3行目から、「要するに今渡ですか」という以下のくだりのところで、「あその流量と、実際にその塩分がヤマトシジミの生息限界を超えない量ということでグラフを出して、それに線を引いているけれども、読んでて思ったんだけど、この図からはそういう結論は絶対に出てこないんだけど、私は長年ヤマトシジミをやっているけれども。」、どうしてこの図からそういう根拠が出てくるのか、今もって、ちっとも分からないけれどもと書いてあるんですね。

はい。

つまり、関口さんは、ヤマトシジミというのは専門領域ですね。

はい。

それで、この図からはそういう結論は絶対出てこない。この図というのは、さっきから見てもらっている乙47号証図2. 6ですよね。という意見ですよ。次の26ページ下から4行目、関口さんの「これをもとに、」の以下の部分、「いや、このパーミルをヤマトシジミの生息に必須のこのパーミルを保持するためには、このぐらい流量ないといけませんよと言うんだったら、僕はサイエンティストとして、このデータからそんな結論は出てこないという気が。むしろ、これは何の関係もないということを示しているんで。」とおっしゃっていますね。

はい。

それを受けて、松尾さん、副委員長だったんですね。

そうですね。

30ページ。松尾副委員長。「私も小委員会に出たので、関口委員がおっしゃったのと同じ質問を実は小委員会のときにしました。」と。「覚えておられると思います。今、関沢所長から説明があったところで、要するに、これを根拠として決めたわけでは、特にはないです。そういう説明で私は納得しました。」となってる。先ほどの検討小委員会の委員の御意見というのは、どうもこのくだりから言うと、松尾さんだったんですね。中身のことは分からないですね。

ちょっと分かりませんが、はい。

松尾さんはそういうふうにおっしゃってみえる。つまり、乙47号証図2. 6のデータを根拠として決めたわけではないというふうにおっしゃってたんですね。

はい。

この乙47号証の正常流量を説明しようというのは、専門家に査読してもら

って、内容がちゃんと科学的根拠は得てるのかどうかというのは、チェックはされていないですか。

資料自体は、はい。しておりませんけど。

そうすると、この乙47号証の図に示されるようなヤマトシジミの生息についてのものについて、果たして科学的根拠があるかどうかを含めたという議論は、小委員会のこの議論だけなんですかね。

はい、そうです。さっき、関口先生がおっしゃってたのは、線が書いてありましたよね、この線というのは関係ないんじゃないかということとで、この意見をおっしゃっています。

中身の議論、その検討の専門的な検証という、検討的な議論というのは、この小委員会の議論以外にあるんですか。

.....。

どこかで専門家に集まってもらって、これが正しいのかどうか、これでいいのかどうかという検討はしていないんじゃない。

私の記憶ではしてないと思いますけど。

やってない。

と思いますが。

今の話のように、この乙47号証の図2.6、あのグラフ、あの図を根拠として、ヤマトシジミの生息のための塩化物イオン濃度にする流量が50トンであるということは、これは根拠にならなかったということではないんですか。

データを見る限り、50トン以上というデータがないので、そこは50トンあればイオン濃度がそれを超えないということは、このデータのポイントだけ見てればそう言えると思いますけど、ただ、関係式とか包絡線とか、先ほど線の話しましたが、そのへんは確かに根拠にならないと思います。

ただ、今の2つの委員会の議論を読んでも、この乙47号証図2.6のデータからは、ヤマトシジミの生息のために毎秒50トンが必要だということとは根拠づけられないということを専門家の皆さんがおっしゃっていると理解できるんですけどね。そういうことになったんじゃないですか。

そのデータの中身を見ていて、データがもう少し必要だとか言われてると、そういうことです。

それは図2.6がデータとして役に立たないからでしょう。

足りないということですね。

足りないって、それだけでは毎秒50トン必要だということが出せないからでしょう。

足りないということだと思いますが。

甲第28号証を示す

見ていただいている平成18年度木曽三川下流部河川環境管理基本方針検討業務報告書というのは、この正常流量説明資料、乙47号証の基礎とした資料ですね。

はい。私、直接見てませんけど、そのようですね。

6-126ページを見てください。ここに書かれてることが、先ほどの乙47号証の図2.6の説明の基礎となっているというか、そういうものですね。

この左側の図がそうですね。

図を見てもらってるので、図で聞きます。左側の図は13.8キロメートル地点。

はい。

この図を見ると、この赤い点、これが観測結果ですね。

はい。

赤い点というのが、60トン付近に点があって、それが一番塩分濃度の高い点で、この11,600mgの線と重なってる。大体ね。そんな様子、そうい

う状態ですね。

はい。

全ての点がその下に包摂するような直線を引いた黒い実線と、11,600 mgの線が重なるところは、流量は57トンということに書いてある。文章を見ると、約60トン程度を必要とすると書いてあるので、57トンを丸めて60トンにしたということですね、これは。

この資料はそうですね。

その右側の部分、8.2キロメートル地点というのを見てください。ここは赤い点というのは、11,600 mgのオレンジ色の線を上回っているものがありますね。

はい。

それで全ての赤い点を下に包摂するような直線を引くと、その直線、黒い実線というものと、オレンジ色の11,600 mgの線と重なる点というのが、98トンとなっていて、文章では100トン程度というふうに書いてありますね。

はい。

これがそのデータを整理した報告書の内容なんですね。そうですね。

はい。

それで、この2つの図を見ると、河口から木曽川大堰というこの区間において、毎秒50トン以下のときに、塩素イオン濃度が11,600 mg以下になるということにはなってないですね。

ほとんどのデータはなってますけど、一部出てる。

つまり、8.2キロメートル地点のところで、オレンジ色の線を上回る塩化物イオン濃度の点があるからですね。

数点ありますね。

今のように、8.2キロメートル地点では塩化物イオン濃度11,600以

上の点があるということですから、もし、11, 600 mgでヤマトシジミが斃死するという前提に立ったとすると、ヤマトシジミは斃死していないといけませんですね。この図で、前提だけから言うと。

データの的に、斃死する可能性があるのが、11, 600でしたっけ、
というデータですね。必ずしも死ぬとは限りませんが。

つまり、データ整理から言うと、ヤマトシジミは斃死していなければいけないという結論になるけども、現実にはそのような斃死は起こっていないですよ。

このときのデータは、ちょっと分かりませんが。必ずしもこれ超えても全部が斃死するというわけではないと思います。

こういう数字、つまり11, 600 mgを超えるような塩分濃度が、うち、ポイントで出たからといって、ヤマトシジミが斃死するということではないということですよ。

はい。全部がですね。

それで言うと、この図がもう前提だと、変えられない枠組みだということになると、この図からは、毎秒50トンが必要だというようなことは、根拠づけられない。一つの見方から言うと、100トン必要だという見方も出てくるだろうし、もう一つは、あなたがおっしゃったように、この図はたまたまこのときのデータであって、現実とは違うんだと、実際の本曾川の状態は違うんだというふうに考えるか、2つしかないですよ。

はい。ですからまあ、データが少なすぎるということです。

それで、この甲28号証6-126ページ下から6行目です。「河川流量のみで必要流量を決定することは困難である。」。つまりこの図のような結論になるので、これは流量との関係を図にただけだけれども、この流量だけで決めることは困難だということになってるんですね。

はい。これ、いろんな要因があるからというふうに書かれていますけど。

それで、次の下の行、「また」となっていて、これは、要するに、現在の汽水環境は30年間の木曽川大堰の、これ、「貯留制限流量」と書いてありますけれども、「取水制限流量」のほうが正しいんじゃないかと思うんですが、つまり貯留というのは上流のダムの水をためる制限なので、ここで問題になるのは放流量の制限なので、これは取水制限じゃないかと思うから言っただけの話なんです。

まあ、両方の場合あります。

両方と掛かってるから。

はい。

貯留と取水と両方と掛かってるから。

はい、両方とも掛かっています。

それで、最後の2行です。「ヤマトシジミの大量斃死が起こらない最低限度の必要流量として、現貯留制限流量を踏襲し、」成戸50トンと設定すると書いてある。つまり結論としては、この図では説明がつかないところがある。したがって、現行の制限流量を踏襲して、すなわち成戸50トンを踏襲して、それをヤマトシジミの斃死が起こらない制限流量として設定すると、そういう結論になってるんですね。

はい、結論はそうなってます。

つまり、この図では根拠にならない。ということで、実際は、木曽川大堰の制限流量50トンを踏襲するということにしたのではないですか。

これから言うと、そういうことになりますね。

この記載は。

はい。

それで、「また」以下のところですけども、ここでは、「現在の汽水環境は30ヶ年に及ぶ現状の貯留制限流量によって成立しており、」と書いてありますね。

はい。

これっていうのは、30年間に於いて、ヤマトシジミの生息については問題はなかったということはあるでしょう、しかし、木曾川大堰放流量50トン以上でなければ、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさない塩素イオン濃度以下にすることはできないという関係は導き出されないのではないですか。

50トン以上あれば悪影響を及ぼさないと書いてありますよ。

だから、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさない最低流量が何トンであるかというのは、実際にそれを起こすような最低流量の現象が発生しないことには出てこないの、単に30年間の運用の事実ということから、この悪影響を及ぼさない塩素イオン濃度以下にするという最低流量というのは、導き出されないでしょう。

このデータ取ってるときには斃死が起こってないから、そういう趣旨ですよ。

うん。

それはそうです。ただ、斃死の11,600という根拠とこれとはまた別の根拠。

いや、違います。この文章の記述のことを言ってるの、私は。この文章というのは「また」からの3行ですけれども、これは30年間の間の木曾川大堰の運用によって成立しているという前提ですから、それから、この30年間に於いて、ヤマトシジミの生息がどうであったかということは言えるでしょう。だけど、それを超えて、この50トン以上でないとヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさない塩素イオン濃度以下にできないという結論は、出ないでしょうと言ってるんです。

ちょっと意味が分からないですけど、それはさっき言ったように、これは別の根拠で導き出してますから、ここで斃死が起こるということと、この11,600というのは、別の根拠ですけど。

ここというのは。

11, 600というのは、別の研究成果で出している結果ですので、
ここでは関係ありません。

悪影響を及ぼさない塩化物イオン濃度というのは別の研究結果だという、そのことを言ってるんでしょう。

はい。

それは分かってます。それを別にして、その流量のほうを聞いてるんです。そういうふうになる流量は、つまり11, 600以下にするためには、大堰放流量50トン以上でなければならないという関係は、この30年間の大堰放流量の汽水によって形成された汽水環境というところからは導き出されないって言ってるんです。

少しデータが上回ってるのがあるからということですよ。

そういうこともいろいろあるから。

そういうことでおっしゃるなら、そういうことだと思います。

塩素イオン濃度とその流量というのは多様に変動してるので、50トンがなければ11, 600以下にはできないということは導き出されないでしょうと言ってるの。

直接50トンという数字は出てこないですよ。50トン以下でクリアされるというのはかなりのデータありますよと言ってるだけで、50トン直接の話はしてない。言えないですね。50トンちょうどという話をしてます。

もっと違う話。50トン以上でないと、11, 600mg以下にできないという関係は、30年間の汽水環境によって成立しているということからは、導き出されないでしょうと聞いてるんです。

ああ、そっちは。

そうでしょう。

はい。

それで今のお話ですが、11,600mgでヤマトシジミは斃死するということですが、この甲28号証6-126ページの図からは出ないですね。つまり、別に、ヤマトシジミの生息する塩化物イオン濃度が11,600mgだという根拠というか、ものが必要だから。

そうですね。ここからは、その数字自体が正しいというのは出てこないですね。

私が聞いているのは、これは、見てもらってる図は、要するに、流量と、12,000とかとなる塩化物イオン濃度の関係を図にただけで、この関係図から、11,600mgであればヤマトシジミは斃死するということは出ないでしょうと聞いているんです。

ですから、11,600以下になるデータがほとんどですよということと言ってるだけで。

あなたのような専門家にこんなこと聞いていると、ずれてるから言ってるんですけども、この図は、流量と塩化物イオン濃度の関係をグラフにただけで、そこからは、11,600mgでヤマトシジミが斃死するということは何も書いてないでしょうと言っているんです。

それは書いてないです。

それは、11,600mgになるとヤマトシジミが斃死するという、別の資料があった上での話でしょう。

もちろんそうです。

それでその資料ですが、その資料は何ですか。この11,600mgでヤマトシジミが斃死するという資料は、どこにあるんですか。

これは確か研究論文だったと思います。

研究論文。

私、ちらっと見ただけで、ちょっと分かりません。

甲第18号証を示す

これでしょうか。

そうですね。

田中彌太郎さんの論文。31ページ、一番最後のところです。「要約」と書いてあって、その下から3行目。関係部分だけ読むと、生息に不適な高塩分限界はS21%と推察されたというこの部分ですね。

はい、たしかこれだったと。

塩分21%というのは、塩化物イオン濃度で計算すると、約11,600ですよね。

私が見たのはこれだけです。

これですよね。

はい。

この田中さんのあれですけども、30ページ見てください。「実験結果」、これでいきますと、図1の黒丸、これが、文を読みますと、60%、塩分濃度20.2%になってます。これ、点と関係直線見ますと、10日を経過するまでは斃死率が0で、10日を過ぎてから斃死率が上がってきて、直線で言うと、30日のところの直線というのは、確かに50に該当するということですね。で、田中さんは、それで、これで言うとき、要するに、11,000mgの塩化物イオン濃度では、この斃死というのは10日間ではなしで、20日間で30%、30日間で50%になるという結果だったわけですね。

三十何日ですかね、33日ぐらいで60%になってる。

それで、次の31ページ。最初のところ、「以上のように」というところから書かれてるやつです。これを見ると、下から3行目、「S21%以上の海水は不適と思われた。」という結論になってますね。それは要約と符合する部分ですよね。そうですね。要約と同じことなんでしょう。

そこはそうですね。

つまり、田中さんがヤマトシジミの生息に不適な塩分濃度 21‰ というふう
に述べてますけども、この調査の前提条件というのは、期間を通じて常にこ
の所定の塩分濃度のもので製作されて出された結果論、そうですね。

そうです。

そうすると、不適な塩分濃度 21‰ というのも、この塩分濃度 20.2‰ で
出されたデータに従って、それによれば、30日間、その塩分濃度で飼育し
たところ、斃死率が 50% だったという結果によってるわけですね。

これはそうです。

田中さんが言ってるのは、生息に不適な塩化物イオン濃度というのは、一時
的にこの 21‰ になるという話ではなくて、例えば 30日間連続して常にそ
れにさらされていて不適かどうかということ言ってるということですよね。

はい、これでいくとそうですね。

それでこの、木曽川の下流部ですけれども、塩化物イオン濃度というのは、
ある一定の値で、一定で変化しないんですか。

絶えず変化しています。

甲第 25 号証の 2 を示す

4 ページ資料 2 を示します。図を見てください。これは潮汐の変動と塩化物
イオン濃度の関係をグラフにしたものですね。

はい、そうです。

描かれているのは、塩素イオン濃度の値の動きを書いてあって、振幅して
るのは、大きな振幅として月齢、要するに大潮から小潮の月齢の動きの中での
変動と、細かく上下に振幅してるのは、干潮と満潮のときの言わばその日の
1 日の中での変動が記載されているわけですね。

はい、そうですね。

つまり、この図では、大潮のときには塩化物イオン濃度は 0 になってて、若
潮時には塩化物イオン濃度が 14,000 から 12,000 の間ぐら

いですかね、ここになってるんですね。

はい。このときはそうみたいですね。

つまりこの幅の中で、月齢によって、その動きの中で、日々干潮と満潮によって変化してるということですね。

はい。

そうしますと、こういう変動をするので、河川下流部の塩分濃度というのは、例えば11,600mgで変わらず一定ということではないということですね。

はい。

そのときの流量だけではなくて、月齢とその日の干潮満潮という、潮汐変動の中で変動して変わってきてると、そういうことですよね。

もちろんそうです。

甲第28号証を示す

6-126ページを示します。この赤い点が一定ではなくて、同じ流量でも、塩化物イオン濃度は、8.2キロで言うと、0から14,000の間でばらついてますよね。

はい。

つまりこれは、流量はもちろんですけれども、そのときの潮汐の影響によって、塩水と淡水の混合形態が違ったり、あるいはその遡上距離が変化することによって、こういうことになるんですね。

はい。

つまり、ここで過去30年間の木曾川大堰の制限流量の下で成立した汽水環境というのは、そういう流量変動のある河川環境なんですね。

もともとそうですね。

したがって、こういう流量変動がある中で、この田中さんで言えば、30日間に50%斃死を起こすようなものをもたらす塩分濃度がどうなるのかということが検討課題になるんじゃないですか。検討するのは。単に、11,6

00とかっていうこと、線を引いて、それを超えとか超えないかという話をするのではなくて、このように変動している塩分濃度の下で、30日間同じ塩分濃度の下で生息したことによって斃死率が50%になるというものを照合するということができるのかどうか、これで適切なのかどうかということが問題なんでしょう。

はい。ですから、もう少し、そのデータを蓄積しないといかんという結論にはなってると思いますが。

それで、関口先生も、このデータでは何の説明にもならないということをおっしゃってるんですね。

あのデータの関係式を書いたから余計そういうふうに使われたと思います。

平成6年のことについて少し。平成6年の流況なんですけれども、このときは、木曽川大堰放流量なんですけれども、これは7月から50トン切り始めてますよね。

ちょっと私、データ、今見てないもんですから。夏場に切ってたというのは、はい、そうです。7月かどうか分かりませんが。

平成6年で、木曽川成戸地点で、7月以前に放流量毎秒50トンを切ったのは0ではない。しかし、1日とか2日だったでしょう。

いや、分かりませんが。

だから、全体として見れば、木曽川大堰放流量が毎秒50トンを切るようになったのは7月になってからというふうに見ていいんじゃない。

いや、データがちょっと手元にないんで。

これ、書証で出てないから示せない。

被告ら代理人（後藤）

異議があります。分からないとさっきから言ってるんだから。

原告ら代理人（在間）

じゃあ、いいです。これって、流域委員会だから、あなた、説明、事務局で出席されてる。

何日かとか何月何日とか、それはちょっと分らないです。
覚えてない。

覚えてないです。
基本的なあなたの印象で結構です。50トン切るようになったのは7月からですね。

裁 判 長

分らないと言われてるんで、それを前提にして質問を続けてください。

原告ら代理人（在間）

甲第4号証を示す

112ページを示します。この図12を見ると、一番上の濃いグレーが、木曾川大堰放流部ですね。

これどうやって見るか、ちょっと。

「成戸」と書いてあるやつです。

ちょっと分らないですけど、これ、成戸流量はこれですかね。
この図は要するに、成戸地点の流量から、上水、工業用水、それから、農業用水を引いて、順番に引いていってグラフ化したものです。

ちょっと、根拠が分かりません。
このグラフの読み方は。

はい、読み方は――。
あなた、専門家だからそんなこと分かる。

いや、今見たのでちょっと分かりませんけども。引いたものと……、
どこに書いてありますか。

つまりこのグラフは、木曾川成戸地点の流量があつて、そこへ、上水の取水量、工業用水の取水量、農業用水の取水量を引いていって、それで残された

ものを、濃いグレーとして、成戸地点の放流量として読み取ると、そういうグラフでしょう。

そういうことなんですか。

はい、そういうグラフです。つまり、このグラフで言うと、一番上の濃いグレーが成戸地点放流量なんです。

そうなんですか、ちょっと分かりません。

これで見ると、放流量毎秒40トンで7月から切り始めてます。そうですね。2目盛りが40トンなので。

もしこれがそうだとすると、今40トンになってるのが7月最初ですね。

それで、この放流量が少なくなってるのは、見ると、9月。8月30日から9月7日にかけてですかね。要するに、グレーの線がものすごく細くなってる。

はい、この辺り。

数字で見ても、これは明らかに10トン切ってますよね、目視で。

そうですね、はい。

どうもこの8月31日、9月の3日から7日というのが10トンを切っていて、継続期間としては、最も少流量が継続している期間なんですね。

この8月終わってから9月中頃までですか。

一山。もう一つ高いのがあるから。

1回ありますね。

手前の山からピークで、9月7日。

本当に少ないのはそうですね、その期間ですね。

甲第20号証を示す

6-97ページ。

甲第29号証を示す

6-127ページを示します。これはヤマトシジミの生貝数と生貝率を示したものの。甲20号証のほうは、生貝数を地図に落とし込んだもの。こちらの29号証の6-127ページは、その基になる数値データ。9月のところを見てください。9月を見ると、生貝数の数字なんですけど、これを見ると生貝数が0だとか一桁だとかほとんどないというようなものはないんですよね。

そうですね。0にはなってませんね。

0だとかそういうのがあるのは4キロメートル地点よりも下流。

はい。

には、出現しますよね。

はい。

ただ、4キロメートル地点より下流というのは、4月の結果と比較してください。4月も4キロメートル地点より下流は生貝数0とか、少ないですよね。

はい。

それで、次、生貝率。生き貝率というのを見ると、%で言うと、9月ですけども、ほとんど85%以上です。

そうですね、時々70%とかそういう、はい。

3つばか、70%台があるけれども、それ以外は全部80%以上なので、私はほとんど80%以上になってると言ったんですよ。そうでしょう。

そうですね。

これ、観測日は9月8日から10日。つまり、先ほど流量で見ていただいたものから言うと、最も流量が少なく、毎秒10トンが10日ばかりの間継続してると。その直後に観測された結果なんです、これ。そのときに、生貝率がほとんど85%以上になってるということなんですね。この資料は平成6年の長良川河口堰調査報告書なんですけれども、この第9回流域委員会、つまり関口さんが質問した日です。この日に参考資料として、生の資料、さもなくば、今の数値データを図にしたものを出そうということは、してないん

ですよね。出されてないでしょう。

いや、初めて見るので分かりませんが。

このデータはあったわけですね。

当時は、こういうデータ出してませんけど。

データありましたよね。

データ、あったかどうか分かりません。

あなたとしては、こういうデータがあったかどうか分からないということ。

はい。

だから、出そうかどうか検討する余地がなかったという。

私は記憶がないです。

今の話から言うと、この平成6年の現状、つまり、9月に毎秒10トンを超えるような状態の下でも、ヤマトシジミが大量斃死していなくなってるというようなものではない、たくさん生息してる。実際に生貝率も85%を超えているという事実があるわけですから、そうすると、このヤマトシジミの生息のための流量というのは、50トンというのが本当に最低流量なのかどうかというのは、検討する必要性があったんじゃないですか。端的に言うと、単純な数字から言うと10トン、もうちょっと大き目に見ても、20トンだとかそれぐらいのオーダーで、ヤマトシジミの大量斃死は起こさない流量というのを徹底するということが重要な課題ではなかったんですか。

そのデータはちょっと分かりませんが、いずれにしても、そのときに、データについては充実させなさいと言われてるんで、それはそのとおりだと思いますけど。

今のあなたのお話だと、平成6年の長良川河口堰調査報告書の貴重なデータというのは全然生かされてなかったとは思えないですかね。

私のところでは、見ていないということです。

被告ら代理人（後藤）

正常流量のときの話で、反対尋問で、河川法施行令によって検証をされたというところで、何の漁業を守るんだということを盛んに聞かれて、ヤマトシジミかヤマトシジミかと聞かれておったんですけれども、ちょっと証人のお答えはよく分からなかったんですが、証人の主尋問の言葉の中に代表魚種という言葉があって、それがヤマトシジミとおっしゃったんですが、この部分、もうちょっと、どういう意味か説明していただけますかね。代表魚種というのは。

今回は、漁業について検討するときに、どの魚種について検討したらいいかという中で、今回たまたまヤマトシジミのデータも取れましたんで、代表としてヤマトシジミを取ったと。河口部は、ほかの魚については特に問題がないのでそうしたと。

この地域の代表するような魚種の一つというような感じですかね。

はい。

(以上 杉浦恵子)

名古屋地方裁判所

裁判所速記官 矢倉 えり子

裁判所速記官 杉浦 恵子